七　平成九年郵政省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項を次のように改める。

四	削除

八　平成九年郵政省告示第六百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項及び一〇の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表一二の項から一四の項までを次のように改める。

一二	削除
一三	削除
一四	削除

第二項の表一五の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

九　平成十年郵政省告示第三百五十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項を次のように改める。

二	削除

十　平成十一年郵政省告示第三百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一二の項を次のように改める。

一二	削除

第二項の表二六の項を次のように改める。

二六	削除

第二項の表二七の項中「同右」を「電気供給業務用」に改め、同表二九の項及び三〇の項を次のように改める。

二九	削除
三〇	削除

第二項の表三一の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

十一　平成十三年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三七の項を次のように改める。

三七	削除

第二項の表二二の項を次のように改める。

二二	削除

第二項の表二三の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十二　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表九の項を次のように改める。

九	削除

第二項の表一〇の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十三　平成十七年総務省告示第千九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二〇の項を次のように改める。

二〇	削除

十四　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項及び五の項を次のように改める。

四	削除
五	削除

第二項の表一〇の項を次のように改める。

一〇	削除

十五　平成十八年総務省告示第四百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五九の項を次のように改める。

五九	削除

第一項の表八一の項を次のように改める。

八一	削除

十六　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第一項の表一五の項を次のように改める。

一五	削除

第一項の表三三の項を次のように改める。

三三	削除

第一項の表三六の項及び三七の項を次のように改める。

三六	削除
三七	削除

第一項の表四七の項を次のように改める。

四七	削除